

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

Chuo Gyorui Co., Ltd.

最終更新日: 2016年7月1日

**中央魚類株式会社**

取締役社長 大滝義彦

問合せ先: 03-3541-2500

証券コード: 8030

<http://www.marunaka-net.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社では、経営理念の下、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指します。そして、その実現には、国際社会から信頼され、また、公的使命を担う企業として、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であり、以下の5点を基本方針に掲げコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいきます。

- (1) 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダー（消費者、従業員、取引先、地域社会、行政機関等）と、社会良識を持った誠実な協働に努めます。
- (3) 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
- (4) 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2-4>

当社は、現在、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、実施を検討してまいります。

<補充原則4-2-1>

取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されており、月額報酬は役位による固定額とし、賞与については成果インセンティブとして年度における業績、職務執行の状況及び貢献度等を考慮して支給しております。なお、中長期的な業績と連動する報酬体系については、今後必要に応じて検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1-4>

当社の政策保有株式として株式保有する際の基本方針は、企業間との安定的かつ長期的な関係の強化や営業の強化および拡充を目的とし、投資対象会社との情報共有等を通じて当社の主力事業である水産物卸売事業におけるシナジー効果が期待されることです。

また、投資後においても担当取締役が、当社の財務状況やシナジー効果が想定通り発揮されているかどうか、及び投資のリスク等の点を踏まえて投資を継続するかどうかについての判断の材料となる情報を取締役会に報告しております。

同株式にかかる議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

<原則1-7>

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競合取引及び利益相反取引は、取締役会及び経営会議にて報告・協議を行っています。

また、取引条件および取引方針の決定方針等については、その取引内容について、各承認を当社の決裁基準に基づいて受ける手続きとなっています。

<原則3-1>

1. 当社が水産物卸売業を営むに当たりその目指すところ（経営理念、経営戦略等）はホームページに掲載しております。また、経営計画に関しては、水産物という天然資源の集荷販売を主たる事業としているため、集荷および販売に係る業績が天候や気象状況による影響を受けやすい等をふまえ、目標とする経営指標、中長期的な経営戦略（決算短信にて開示）を作成し、各年度初頭に年間収支計画を策定し、取締役会にて決議を行っております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 取締役、監査役の報酬等について、その決定の基準や方針を社内の規程等で定めてはおりませんが、取締役、監査役それぞれの報酬総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢、グループ会社内の報酬水準等を考慮して、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の決議により、決定しております。報酬決定に関する具体的な方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

4. 取締役・監査役候補の指名にあたっての方針や手続きは、代表取締役の協議により、(1)取締役候補の選定については、水産物卸売事業および水産業・水産物流通業界全体の更なる発展に貢献が期待でき、当社の経営指標、経営戦略に対して社会的に的確な判断ができる能力がある(2)監査役候補の選定については、当社の事業を理解し、取締役の職務を執行・監査し、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努める——等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。なお、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

5. 取締役候補者、監査役候補者および社外取締役候補者、社外監査役候補者の選任については株主総会招集通知、有価証券報告書にて個人別の経歴を記載しております。

<原則4-1>

当社では<原則3-1>で記載した水産物卸売業者として目指すところを確立し、戦略的な方向付けについては、取締役会に各執行役員および社外役員の参加を得て、業務執行の状況や経営環境及び経営課題の指摘等幅広く意見交換し、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会などの概要については、有価証券報告書に記載しております。

<原則4-8>

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名が在籍しており、当該社外役員のうち1名を独立役員として登録しております。

独立社外役員は1名ではありますが、独立社外役員独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立役員としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員4名で十分に経営の監視及び監督は機能できているものと考えておりますが、現在、当社が主力事業を展開している築地市場（東京都中央区）は平成28年11月に、新設される豊洲市場（同江東区）に移転が予定されており、これにより事業環境が大きく変化いたします。従つ

て、豊洲市場移転後に改めて当社の事業環境を総合的に検討したうえで機関設計を行うことといたします。

<原則4-9>

当社は東京証券取引所が定める基準をもとに取締役会で独立社外取締役の候補者の選定に当たることにしています。また、当社独自の独立性判断基準を策定することも今後検討してまいります。

<補充原則4-11-1>

当社の取締役は、財務、経理、卸売、流通等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成しています。

<補充原則4-11-2>

当社の取締役および監査役の他の上場会社の役員との兼務については、その内容を毎年、定時株主総会の事業報告とその附属明細書で開示しております。

<補充原則4-11-3>

当社は代表取締役が必要に応じて各取締役に対して取締役会の全体の実効性について、分析および評価を行っており、その際に各取締役の自己評価などについてもヒアリングを実施しております。評価の概要の開示については今後の検討事項としてまいります。

<補充原則4-14-2>

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、役員だけでなく社員に対しても、業務遂行の必要性や職責を適切に果たすために必要な知識の習得や自己研さんのために様々な研修機会を提供しております。これは、業務遂行上必要な知識の習得のため、また卸売業界を取り巻く環境の変化に即した知識や情報を得ることで、当社の業容の拡大、発展に寄与できることを目的としております。

<補充原則5-1>

当社は持続的な成長と企業価値の向上を株主の皆様との建設的な対話を通じて促進するため、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し株主の皆様の理解が得られるよう努めています。

(1)株主との対話は執行役員総務部長が統括する総務部門が担当し決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて積極的な対応を心がけております。

(2)対話を補助する社内の関連部門は建設的な対話の実現に向け開示資料の作成などに必要な情報を共有するため連携を取っております。

(3)個別面談以外の対話の手段として、ホームページにおいてIRに関する情報を掲載し、一般の株主が情報を収集し、質問しやすい環境を作ります。

(4)インサイダー情報については、「内部情報管理規程」に従い情報管理の徹底を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本水産株式会社	4,796,000	11.11
株式会社足利本店	2,935,950	6.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,989,000	4.61
株式会社みずほ銀行	1,988,000	4.61
株式会社極洋	1,006,230	2.33
伊藤 裕康	812,340	1.88
東洋水産株式会社	810,000	1.88
三井住友信託銀行株式会社	643,000	1.49
株式会社ニチレイフレッシュ	597,878	1.39
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	506,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

### 補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3月

業種

卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
細見典男	他の会社の出身者								○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細見典男		細見典男氏は日本水産株式会社の代表取締役社長で、同社と当社の間には営業上の取引があります。	経済界や水産業界の全体的視点等から経営上のアドバイスをいただくとともに経営状況を監督いただくためあります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

4名

監査役の人数 更新

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、必要に応じ隨時、意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 更新 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺 亨	弁護士													
松行健一	他の会社の出身者												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 亨	○	——	弁護士としての知識と経験をもって、監査役の立場から当社コンプライアンス強化等に関わっていただくためであります。
松行健一		——	当社の取引先である株式会社極洋取締役東京支社長として水産物取引業務に精通しており、その豊かな経験と知見をもって当社監査業務を有効に機能させていただくためであります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 実施していない

## 該当項目に関する補足説明

取締役に対する評価を適切に実施しているため、特段のインセンティブ制度は設けておりません。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは置いておりませんが、当社総務部、経理部スタッフが協力する体制となっております。また、取締役会資料は事前に配布し、必要な場合は事前説明をしております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 当社は監査役会設置会社であります。当社監査役会は、常勤監査役1名のほかに社外監査役2名(うち弁護士1名)を含め、計3名で構成されております。
- 当社取締役会は、社外取締役1名を含めて8名で構成され、原則として毎月1回開催され、経営上の意思決定を行うとともに、執行役員制度を導入して取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・活性化及び経営責任の明確化を図っております。また、常勤の取締役及び執行役員による「経営会議」を原則として月2回開催し、また、必要に応じて随時開催し、業務執行・内部統制・リスク管理上の迅速な判断や機動的対応をとつて取締役会を補完しております。また、グループ各社の代表者等によって構成する「グループ社長会」及び「グループ会議」を定期的に開催しております。グループとして一貫性のある経営施策や変化する経営環境への対処を目的として、職務執行状況の報告や情報交換等を行っております。なお、当社及び当社グループでは、経営環境の変化に迅速に対処しつつ経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年に短縮しております。
- 当社では、毎月1回、課長補佐以上による「営業会議」を開催し、営業方針・営業報告・最新営業情報等を社内全体に周知させており、また、与信管理の一環として、毎月2回、「売掛金会議」を開催し、与信情報やその対策について必要な対応をとつております。なお、所定額以上の前渡金・貸付金等は「取締役会」の承認または報告事項となっております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当社グループでは、企業価値の増大と公正で透明性の高い経営を実現させ、安定的かつ長期的成長を目指すため、意思決定の迅速化・活性化、経営と執行の責任の明確化及びグループとして一貫性のある経営施策や変化する経営環境への対処を目的として、当社に最適な企業統治体制として上記体制を採用しております。なお、現体制を基礎として、継続的にガバナンス体制の向上を図つてまいる所存であります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

##### 補足説明

株主総会招集通知の早期発送

招集通知の早期発送に心掛けております。

#### 2. IRに関する活動状況

##### 補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

定期的には開催しておりませんが、ご要望があれば随時個別面談方式で、担当取締役から説明しております。

なし

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページには、財務情報として決算情報を掲載しております。

その他

業界紙等向け決算説明会の定期的開催及び公表事実の情報提供をいたしております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

各市場ごとにゴミ処理等環境保全活動に携わっております。また、地域社会との交流にも努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は経営目標を達成するため内部統制システムは経営上重要課題の一つと認識しております。これをもって、業務の適正を確保し、法令・定款に適合した体制を整備することは、当社の企業価値を高め社会的責任を果たすための基本と考えております。当社では内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議すると同時に絶えざる見直しによってこれに取り組んでまいる所存であります。

#### (1) 決議の内容の概要

1. 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は取締役会および経営会議において、各部門担当取締役及び執行役員から職務の執行状況について随時報告を求め、コンプライアンス状況をモニタリングする。

当社は代表取締役社長に直属する部署として業務監査室を設置し、取締役、執行役員及び使用人の企業活動に係るコンプライアンス状況を把握するものとする。また、業務監査室は監査役会及び監査法人と必要な意見・情報交換を随時行うとともに、内部通報制度を構築し適正な運用を実施する。

当社は財務報告の適正性を確保するため、関連する社内規程等を整え、財務報告の適正性を確保する方策を策定してこれを継続的に管理・運用することにより、金融商品取引法と関連法令等に基づく内部統制システムを構築する。

コンプライアンス上の問題が発生した場合、社外有識者を加えたコンプライアンス委員会に諮って意見を伺い、あるいは弁護士等の専門家の助言を受けるなどして適切な対応と再発防止策を速やかに実施する。

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的の管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報は、関係法令や社内規程に則り適切に保存・管理するとともに、所管部門においては、容易に検索・閲覧ができる状態を整備するものとする。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社では、各部門を担当する取締役及び執行役員により、各担当部門において内在しきつ想定されるリスクを分析し管理することを随時実施する。これを経営会議に諮り、全社的にリスク対応のできる体制を整備するとともに、緊急事態発生時については、経営会議主導による迅速な対応策を実行できる体制とする。また、リスクの未然防止のために、随時、社内教育にも力を注ぐこととする。

業務監査室は各部門の事業監査を通じてリスク管理体制の状況を経営会議に報告することとする。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会は年度計画を策定し、代表取締役は目標達成に向けてこれを遂行する。その目標を適切に遂行できるよう、毎月1回開催する営業会議等において全社的浸透を図る。

職務遂行が適正かつ効率的になされるよう社内決裁基準に則って、社内各責任者に権限が委譲されるものとする。

経営会議では取締役及び執行役員の職務執行の進捗状況について随時報告がなされるものとし、その他経営上の諸問題等について迅速な対応がとれるよう原則として月2回開催する。

5. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号)

イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

二. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

グループ各社はコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的業務体制、文書保存体制等についてそれぞれ社内体制を確立するよう努力するとともに、これらの体制の実施状況は当社代表取締役へ随時報告がなされ、必要に応じ適切な指導と支援がなされるものとする。

グループ各社において不適切な取引その他コンプライアンス上重大な問題が発生するおそれが生じた場合や会社の財産に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合は、当社グループの役職員が当社代表取締役又は業務監査室に直接に通報できる体制を整える。

グループ全体の経営を統括し適切に管理するため、グループ各社幹部が出席するグループ会議又はグループ各社代表者が出席するグループ社長会を原則として毎月1回開催し、それぞれ職務執行状況の報告や重要な経営施策の検討を行う。

6. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)、当該使用者の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役の第1号の使用者に対する指示の実行性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

監査役の職務を補助すべき専任の使用者は置かないものの、監査役会の求めに応じて総務部、経理部の各スタッフがサポートする。

業務監査室は、監査役会との協議に基づき監査役会の要請する監査を実施しその結果を監査役会に報告できる体制とする。

監査役の職務を一定期間、常時補助することとなった使用者は、監査役会の指揮命令下で行動する。また、当該使用者の人事考課につき、監査役補助業務に従事した期間分については監査役会が意見を述べることができるようとする。

7. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

当社グループの役職員は、当社の各監査役及び監査役会の求めに応じて職務の執行状況を遅滞なく報告し又は必要な資料等を提出しなければならないものとする。

当社グループの役職員は職務の執行に際し、法令・定款・社内規程に違反する事項その他コンプライアンス上重大な事項又は会社の財産に著しい損害を及ぼすおそれが発生した場合は、直ちに当社の各監査役又は監査役会に直接報告ができる体制を整備する。

当社業務監査室は定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理との現状を当社の監査役又は監査役会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、定期的に当社グループの役職員からの内部通報の状況について当社の各監査役又は監査役会

に報告する。ハ、監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は当社の監査役へ当該報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

二、当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役会からの監査基準・計画は取締役、執行役員全員に回覧し監査の実施に協力する体制をとる。

監査役会はその求めによって代表取締役との意見交換の場を持つことができる。

監査役会と業務監査室とは監査の意見・情報交換を隨時行う。

監査役会と業務監査室と監査法人とは必要により連携して監査業務を遂行する。

監査役会の監査業務につき独自に弁護士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。

社内重要会議議事録や稟議書その他監査役会が必要とする文書については監査役会に遅滞なく回覧される体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

上記は、当社の内部統制システムに明記されております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等で定める適時開示の規則に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する(以下「重要事実」という)を適時・適切な開示に努めています。

当社は上記の会社情報の適時開示に以下のように対応しております。

- 当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するとともに会社情報の適切な管理を目的とした「内部情報管理規程」を定めています。
- 適時開示すべき重要事実が発生したときは、所管部門長がこれを確認し、内部情報として他に洩れないよう必要な措置を講じるとともに、情報取扱責任者及び総務部門長へ通知しております。適時開示すべき重要事実に該当するかどうか疑義が生じた場合は、情報取扱責任者及び総務部門長に照会しております。
- 適時開示すべき情報の公表時期は、重要事実の決定又は発生後適時行うものとし、情報取扱責任者、総務部門長及び所管部門長による協議を経た後、取締役社長がこれを決定しております。情報の公表は、金融商品取引法、関係政省令及び東京証券取引所の定める規則に従い、情報取扱責任者が適切に行うものとしております。

